

六会地区予約型乗合タクシー停留所の 新規設置について

目 次

- | | | |
|---|-----------------------|------------|
| 1 | 予約型乗合タクシー「おでかけ六会」について | ・・・・・・・・ 1 |
| 2 | 停留所の新規設置について | ・・・・・・・・ 2 |

第23回 藤沢市地域公共交通会議

2021年7月16日（金）

藤 沢 市

1-3. 運行実績

令和2年度の運行実績は、735人の利用があり、月間では約60人（平均）の利用があります。令和2年4月から5月にかけて利用が低迷していますが、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言があった影響と考えております。

停留所は、六会日大前駅周辺エリアの六会日大前駅東口やヨークフーズ藤沢六会店、高頻度利用者がいる西俣野北部エリアの六会団地-14などで多く利用されています。

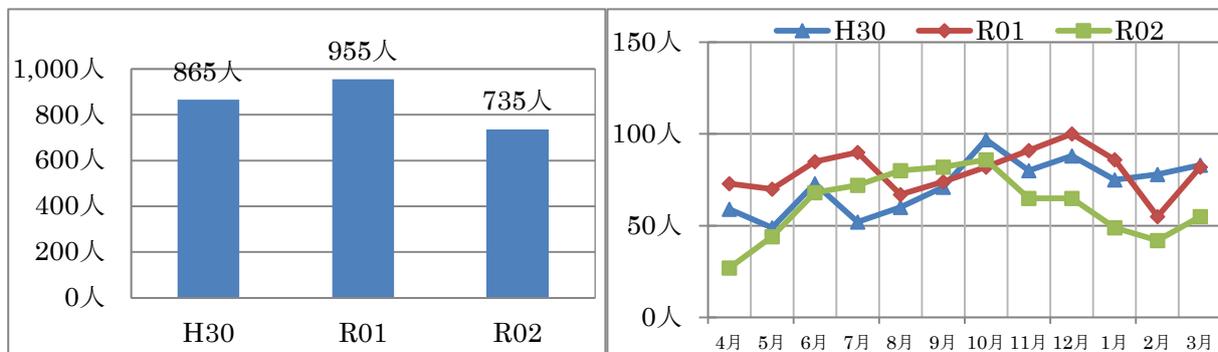


図2 運行実績（～令和2年度）

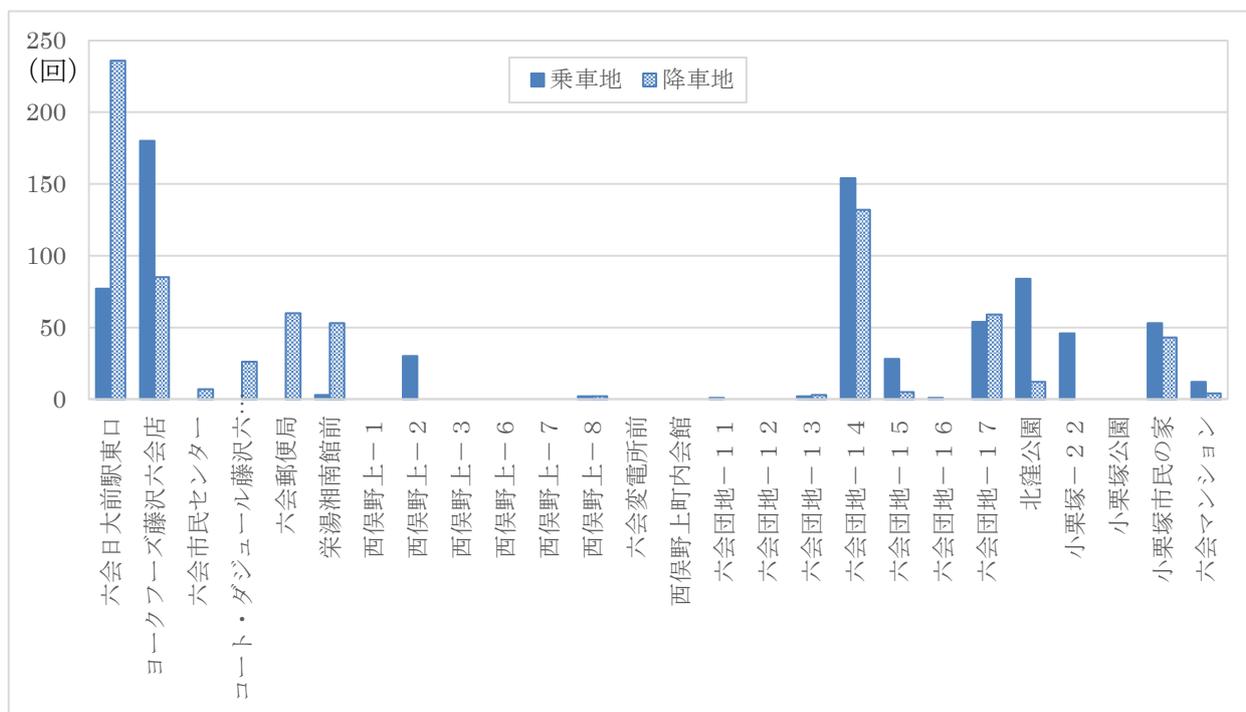


図3 バス停の利用状況（令和2年度）

2. 停留所の新規設置

2-1. 新規設置をする停留所

新規設置をする停留所は、西俣野北部エリアにある「西俣野上-9」です。小栗塚公園から約120m北側の位置に、停留所を新規に設置するものです。

<設置概要>

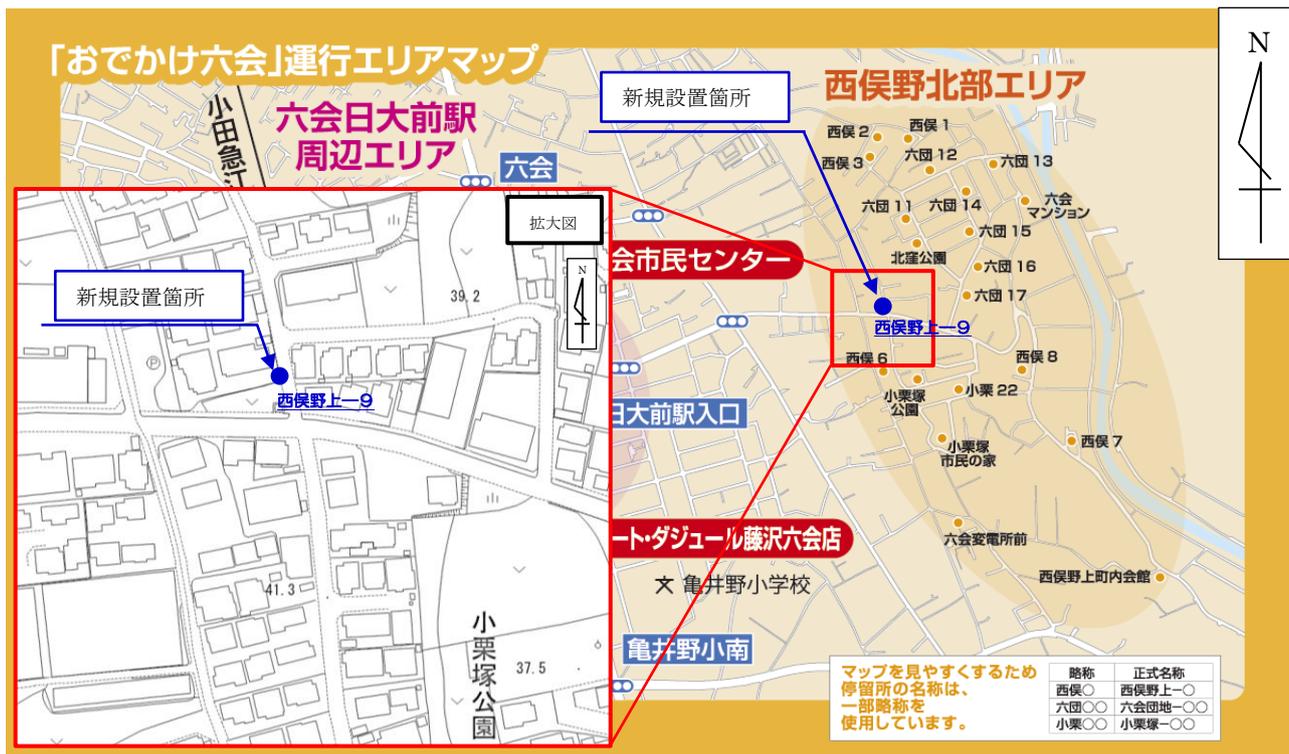


図4 新規設置をする停留所

<新規設置の理由>

当該停留所は、周辺には停留所が無く、西俣野北部エリアの利用環境向上を図ること、また、利用者から停留所の新規の設置要望があり、かつ要望者の定期的な利用が見込めることから、新規に設置するものです。

新規設置の位置は、交通管理者の了解を得ております。

2-2. 協議証明書の発行及び手続き

おでかけ六会は、本会議で発行した道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書により運行しているため、停留所の新規設置に対応した協議証明書を発行し、運輸局へ届出を行います。手続きが完了次第、停留所の利用を開始します。

以上

道路運送法第9条第4項及び
同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

1. 運行の態様

- ・運行の態様：区域運行

2. 営業区域及び停留所（図参照）

- ・営業区域：神奈川県藤沢市 亀井野、亀井野一丁目、亀井野二丁目、亀井野三丁目、亀井野四丁目、西俣野及び今田
- ・停留所：27箇所

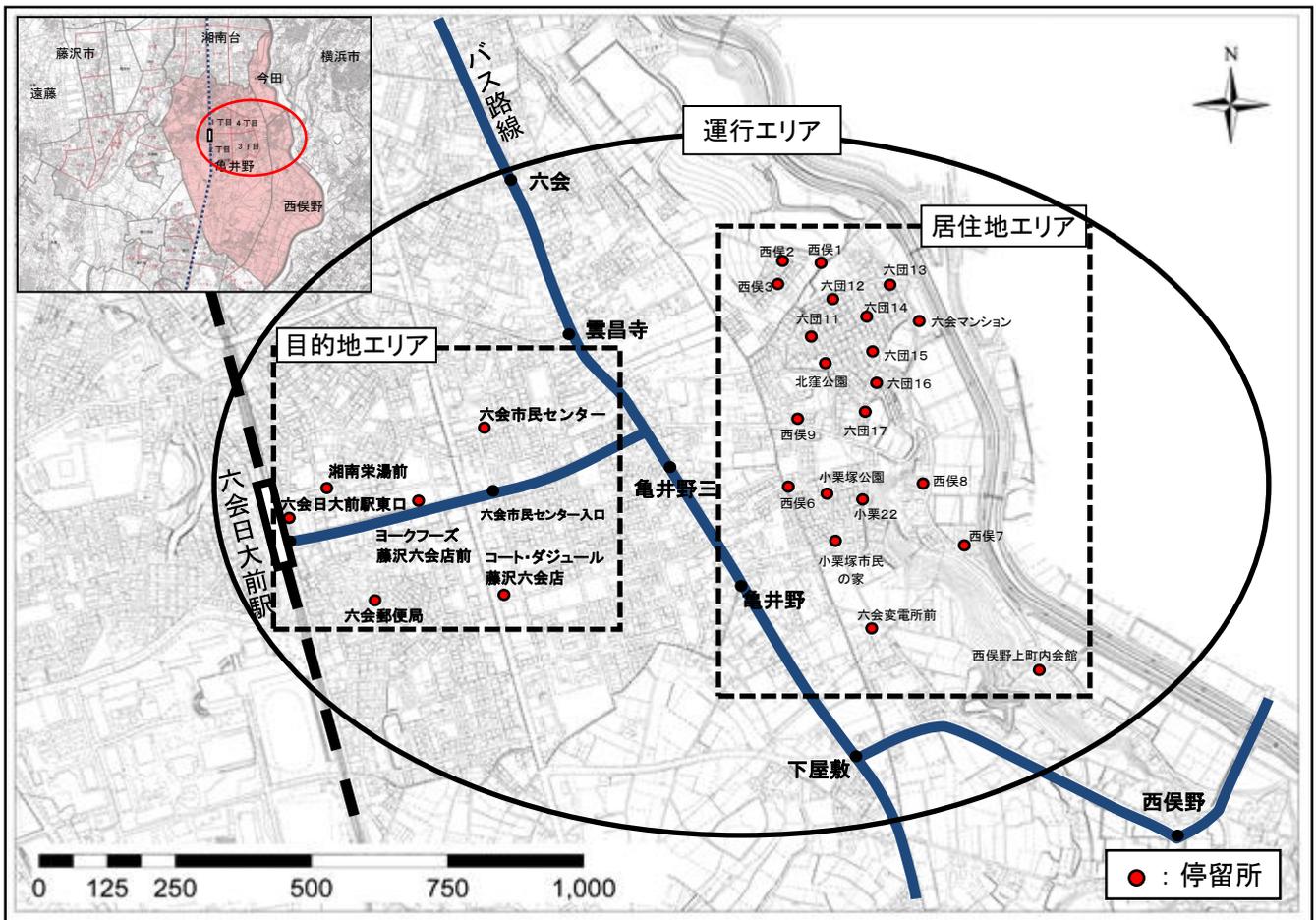


図 営業区域と停留所

3. 運行時間、運行回数

- ・運行時間：午前8時45分～午後4時50分（1時間に1便）
- ・運行回数：8回（運行予約のあった便のみ運行する）

4. 使用車両

- ・車 種 : 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用
(例: トヨタプリウス)
- ・乗客定員 : 4名 (運転手を含めて5名)
- ・使用車両数 : 12両 (運行事業者)
- ・その他 : 車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外とする。

5. 運賃

- ・運賃 (料金) の種類、額及び適用方法
 - 大人 (中学生以上: 有料会員) : 300円
 - 大人 (中学生以上: 無料会員) : 500円
 - 小人 (未就学児除く中学生未満) : 100円
 - 幼児 (未就学児) : 大人1人につき2名まで無料
- ・利用する大人および小人は利用者登録をする必要がある。
- ・有料会員は年間3,000円を支払う必要がある。
- ・3,000円分の回数券の導入。

6. 運行日

- ・祝日、振替休日及び年末年始(12/29~1/3)を除く週3日 (月・水・金)

7. その他条件

- ・運行については神奈中タクシー株式会社が行う。
- ・運行を行う交通事業者及び藤沢市は、地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。
- ・予約受付時間は利用する便の1時間前とする。
- ・定員を超える予約があった場合は増発便を運行し、対応する。

2021年(令和3年)7月 日

藤沢市地域公共交通会議
会 長